

つちはし事務所通信

0000000000000000

2

February

2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2011年2月1日

平成 23 年度厚労省予算案に盛り込まれた雇用・労働関係の施策

昨年暮れに平成 23 年度予算案が閣議決定され、厚生労働省も同省における予算案を公表しました。それによりますと、一般会計で前年度比 5.1%増の 28 兆 9,638 億円、特別会計（労働保険特別会計及び年金特別会計）で 0.5%減の 83 兆 8,563 億円の予算を組んでいるようです。

あくまでも案であり、今後修正が予想されますが、この案から平成 23 年度に厚生労働省がどのようなことに重点を置いて、どのような施策を講じようとしているのかを知ることができます。

今回は、雇用・労働関係にスポットを当てて、その概要をご紹介します！

【求職者支援制度の創設】〔775 億円〕

無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度（求職者支援制度）を創設・恒久化し、成長力を支えるトランポリン型社会を構築する。

- ・雇用保険（失業給付）を受給できない方々に、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援のための給付（10万円/月）を支給。
- ・ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を実施。

【若年者の就職促進、自立支援対策】〔110 億円〕

新卒者、既卒者の就職を支援する。

- ・新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の一層の活用を促進。
- ・平成 22 年度に倍増（928 人 2,003 人）した「学卒ジョブサポーター」による高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングの推進。

【雇用保険の機能強化】〔2,147 億円〕

基本手当の充実と早期再就職のインセンティブの強化を図る。

- ・基本手当の日額の上下限等を引き上げる（例；現行の下限 1,600 円 1,856 円）。
- ・再就職手当の給付率を引き上げる（例；支給残日数 2/3 以上の給付率...現行 [法律本則 30%、暫定措置 50%] 60%に引き上げた上で恒久化）。

【職業訓練の充実強化】〔317 億円〕

人材ニーズを踏まえ、成長分野における職業訓練を推進する。

【高齢者雇用の促進】〔138 億円〕

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、希望者全員が 65 歳まで働ける制度の導入等に取り組む事業主への助成を充実させる。

そのほか...

- 最低賃金 800 円の実現に向けたワン・ストップ相談窓口の設置・助成金制度を創設する。〔50 億円〕
 - メンタルヘルス不調の発生防止のため、事業場への支援体制の整備等を図る。〔36 億円〕
- なども盛り込まれています。具体的な助成金の内容など分かりましたら、またご案内します。

長時間労働による過労死や脳・心臓疾患、メンタル不全による労災認定が増えていますが、同じように増えているのが、「パワハラ」の裁判です。今回は、企業で「パワハラ」を防止するにはどうしたらいいかを考えてみましょう。

裁判例 過去、下記のような判決が実際に出されています。

日研化学事件(東京地裁 平成 19. 10.15 判決)

労災申請を退けた静岡労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟。営業担当の社員が自殺したのは上司の暴言によるパワハラが原因であるとして、自殺した社員の妻が起こしたもので、自殺はパワハラでうつ病になったための労災と認定された。上司は「存在が目障りだ」「給料泥棒」などと発言していた。

ヨドバシカメラ事件

(東京高裁 平成 18. 3.8 判決)

「笑顔が足りない」ことや「無給の早出出勤に遅刻した」ことを理由に4回にわたる暴行を受け、「便器をなめろ」などと暴言をはかれた事件。被害者は肋骨骨折などの重傷を負った。一審を不服としたヨドバシカメラ側の控訴棄却。賠償の総額は約560万円。

そのほかにも労災認定を求める裁判、企業に損害賠償を求める裁判が増えてきています。2審で廃棄されたものの、1審で「3600万円」の支払を企業に求めた判例もあります。

パワハラチェックリスト 当てはまる項目のある人は気をつけましょう！

- 問1 人前で部下を激しく叱責してしまうことが度々ある
- 問2 叱るとき、部下の人間性まで批判してしまうことがある
- 問3 相手の存在そのものを否定してしまうような言葉で叱ることがある
- 問4 目障りに感じたり、つい無視してしまう部下がいる
- 問5 目上の自分に意見を言う部下を失礼だと感じることもある
- 問6 部下に対して、腹が立って感情を抑えきれないことがある
- 問7 嫌なことがあると人に当たる傾向がある
- 問8 厳しく鍛えることで人は育つと思う
- 問9 最近部下のなかにボーッしたり遅刻、欠勤をする部下がいる
- 問10 寝付きが悪く、あるいは明け方目が覚めたりする、疲労感が酷い

【上司として気をつけること】

- ・叱るときは、「行動」を叱り、性格や価値観を否定しないようにしましょう。
- ・部下の話を普段からしっかりと聞き、考えを一方向的に押しつけないようにしましょう。

【会社として気をつけること】

- ・社員がパワハラを受けたとき相談できる窓口を決めておきましょう。
- ・相談を受けるときは偏った見方をしないよう、できるだけ複数の担当者で話を聞きましょう。

あとがき つちはし事務所より

今月、2月16日(水)、アスティとくしまにて、2本の給与セミナーを開催します。午前中は「60歳からの給与と処遇 ここがツボ！」と題して、年金と雇用保険からの給付を最大限利用するベテラン社員さんの給与改定策のご提案。午後は「2011年の給与改定 ここがツボ！」というテーマで、徳島企業の給与データの分析とサービス残業問題や社会保険料の高騰にお悩みの経営者の皆様に向けて、人件費予算のムダを仕分けして会社の中の埋蔵金を引き出し、より効果的な給与改定を行うための知恵と工夫をお伝えいたします。顧問先様と、そのお友達の社長様はセミナー料金が半額になる特典も用意しております。ぜひ、経営に前向きなお友達の社長様と一緒にご参加ください。詳しくはつちはし事務所のホームページをご覧ください。

<http://www.tsuchihashi-siki.com/> (つちはし 社労士 で検索してください)

誠に申し訳ありませんが2月16日(水)はセミナー開催のため事務所は臨時休業とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、何とぞご了承くださいますようお願いいたします。